

シアトル日本語補習学校寄付規定

シアトル日本語補習学校への寄付に関し、次の規定を定める。
なお、シアトル日本語補習学校は Internal Revenue Code501(C)(3)に規定された免税が認められた非営利団体である。

- 1 シアトル日本語補習学校は、個人、企業等からの寄付の申し出を受け付ける。ただし、寄付行為は善意であり、営利目的でない。
- 2 寄付金については、シアトル日本語補習学校寄付口座に入金し、管理及びその用途は事務長に一任するが、事務長は、シアトル日本語補習学校運営委員会に定期報告をしなければならない。
また、金額の多い場合は、受付、用途等についてシアトル日本語補習学校運営委員会の承認を得るものとする。
- 3 この規定の改正は、シアトル日本語補習学校運営委員会の承認を得てなされるものとする。

(1997年2月26日 運営委員会制定)